

信州やまなみ国スポ・全障スポ
松本市実行委員会
第2回総会



令和 8 年 3 月
書面開催

行こう。それぞれの頂へ。

信州やまなみ国スポ・全障スポ
第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会

2028
長野県で開催!

長野県PRキャラクター
「アルクマ」
©長野県アルクマ

信州やまなみ国スポ・全障スポ松本市実行委員会

第2回総会 次第

開催方法：書面開催

1 審議事項

- (1) 第1号議案 令和8年度事業計画（案）について . . . P 1
- (2) 第2号議案 令和8年度収支予算（案）について . . . P 3
- (3) 第3号議案 松本市実行委員会会則の変更（案）について . . . P 4

2 添付資料

信州やまなみ国スポ・全障スポ松本市実行委員会会則 . . . P 6

信州やまなみ国スポ・全障スポ松本市実行委員会
令和8年度事業計画（案）

信州やまなみ国スポ・全障スポ松本市実行委員会の令和8年度事業計画は次のとおりとする。

1 会議の開催

- (1) 総会（5月28日開催予定）
- (2) 常任委員会（4月中旬に書面にて開催予定）
- (3) 専門委員会（随時開催）
 - ア 総務企画専門委員会
 - イ 競技式典専門委員会
 - ウ 宿泊衛生専門委員会
 - エ 輸送交通専門委員会

2 準備業務の推進

- (1) 総務企画
 - 総務企画、財務、広報、市民協働、観光、おもてなし等に関する分野
 - ア 松本市開催推進総合計画の進行管理
 - イ 識別用品（ADカード等）の整備要項策定
 - ウ 開催準備及び大会開催期間中の大会関係者や第三者に発生した事故等に対する補償に関する保険加入要項策定
 - エ ボランティア募集要項策定の募集の開始準備
 - オ 大会関係者及び一般観覧者の便宜を図るための売店設置要項策定
 - カ 企業協賛の依頼
- (2) 競技式典
 - 競技、式典、施設等に関する分野
 - ア 各競技における運営実施方法検討
 - イ 各競技会場のレイアウト検討
 - ウ リハーサル大会における各競技実施方法の検討

エ 競技会運営及び記録業務に関する情報通信基本計画の策定

オ 開始式・表彰式等における基本計画策定

(3) 宿泊衛生

宿泊、医事、衛生等に関する分野

ア 国スポ各競技における医療救護に関しての実施要領策定

イ 大会参加者、一般観覧者を含めた防疫対策の実施要領策定

ウ 弁当、宿泊施設、売店等の食品提供施設の食品衛生対策の実施要領策定

エ 信州やまなみ国スポ松本市環境衛生対策実施要項の具体的な実施方法検討

(4) 輸送交通

輸送、交通、警備、消防等に関する分野

ア 松本市開催の競技における競技関係者・一般観覧者等の輸送実施要項策定

イ 競技会場、練習会場等における消防・防災・警備業務の実施要領策定

3 関係機関及び競技団体との連絡調整

(1) 長野県実行委員会との連絡調整

(2) 競技団体及び共催市等との連絡調整

(3) その他、大会開催に係る施設管理者等との連絡調整

4 先催地の視察、調査及び研究

(1) 日本のひなた宮崎国スポ・障スポ リハーサル大会の開催状況調査

(2) 青の煌めきあおもり国スポ・障スポの開催状況調査

(3) 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ 事業概要説明会への参加

青森県各市で開催される事業概要説明会に参加し、各競技の運営状況やおもてなし方法など様々な分野での情報収集及び意見交換を実施

(4) 先催地の情報収集、資料収集

5 気運醸成・市民参加の取組み

(1) 気運醸成イベント

ア ファミリースポーツカーニバルにおいてブース開設

イ プロスポーツ大会開催時のPR活動

ウ 大会PR用各種グッズの制作・配布

エ その他

(2) 国スポ・全障スポ専用ホームページ運用、SNSによる情報発信

(3) 気運醸成看板・横断幕、カウントダウンボード等の設置

(4) 学校応援の希望調査

第2号議案

信州やまなみ国スポ・全障スポ松本市実行委員会
令和8年度収支予算（案）

【収入の部】

（単位：千円）

科 目	金 額	備 考
負担金	21,840	松本市負担金
繰越金	1,800	令和7年度繰越金
諸収入	10	預金利息
合 計	23,650	

【支出の部】

（単位：千円）

科 目	金 額	備 考
総務費	1,280	
会議費	20	会議費等
事務局費	1,260	事務局運営関係費等
開催準備費	10,110	
調査費	6,310	先催県調査交通費等
広報啓発費	3,800	広報周知等
競技運営費	12,260	
競技会準備費	12,260	競技会場設計委託費等
合 計	23,650	

信州やまなみ国スポ・全障スポ

松本市実行委員会会則の改定（案）

1 趣旨

信州やまなみ国スポ・全障スポ松本市実行委員会（以下、「本会」という。）が、市負担金を請求する際、双方代理（※）が類推適用される懸念があります。

本会では、より適正な事務処理体制を構築し、疑念の余地をなくすため、市負担金の請求については、副会長の代表者を請求者とするものとし、必要な会則を追加するもの。

※双方代理とは

同一人が一個の法律行為における当事者双方それぞれの代理人となって代理行為をすること。

実行委員会会長（臥雲会長）が松本市長（臥雲市長）に対して市負担金を請求する際、請求者（実行委員会会長）と支払者（松本市長）が同一人であるため、支払い行為が無効と判断される可能性があります。そのような事態を避けるため、請求者を副会長とすることで、同一人でない者が請求者と支払者となるようにするものです。

2 会則の改正

本会会則第16条に、「第16条の2 市からの負担金受入れに関する事項については、本会副会長が請求する。」を追加します。

【参考：本会会則改正部分】

第6章 会計

（経費）

第16条 本会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

2 市からの負担金受入れに関する事項については、本会副会長が請求する。

添付資料

信州やまなみ国スポ・全障スポ

松本市実行委員会会則(案)

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、信州やまなみ国スポ・全障スポ松本市実行委員会（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、信州やまなみ国スポ・全障スポにおいて、松本市で開催される競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営に関し、必要な事務及び事業を行うことを目的とする。

(所掌事項)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 競技会の開催に必要な方針及び計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催に係る準備に関すること。
- (3) 競技会の開催に必要な施設及び設備の整備に関すること。
- (4) 競技会の開催及び準備のための経費に関すること。
- (5) 関係競技団体、関係団体及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) その他、本会の目的達成に必要な事項に関すること。

第2章 組織

(組織)

第4条 本会は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 松本市を代表する者
- (2) 松本市議会を代表する者
- (3) 関係競技団体、関係団体及び関係機関を代表する者
- (4) その他会長が特に必要と認める者

(役員)

第5条 本会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 10名以内
- (3) 常任委員 40名以内
- (4) 監事 2名

(役員を選任)

第6条 会長は、松本市長をもって充てる。

2 副会長、常任委員及び監事は、総会の承認を得て、委員のうちから会長が委嘱する。

(役員職務)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順序により、その職務を代理する。
- 3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第7項に掲げる事項を審議する。
- 4 監事は、本会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員(以下「委員等」という。)の任期は、委嘱されたときから本会の目的が達成され、解散したときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属団体又は機関の役職を離れた場合は、その委員等は辞職したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

- 2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。
- 3 会長は、前2項の規定により委員等に変更があったときは、次の総会において報告する。
- 4 委員等は、無報酬とする。

(顧問及び参与)

第9条 本会に、顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長が重要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。
- 4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。
- 5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。

第3章 会議

(会議の種類)

第10条 本会に、次に掲げる会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 常任委員会
- (3) 専門委員会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員等をもって構成する。

- 2 総会は必要に応じて会長が招集する。
- 3 総会の議長は、会長又は会長が指定した者がこれにあたる。
- 4 総会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。
 - (1) 競技会の開催に係る基本方針等に関する事。
 - (2) 会則の制定及び改廃に関する事。
 - (3) 事業計画及び事業報告に関する事。
 - (4) 予算及び決算に関する事。
 - (5) 常任委員会に委任する事項に関する事。

- (6) その他重要な事項に関すること。
- 5 総会は、委員等の過半数の出席がなければ開催することができない。ただし、総会に出席できない委員等は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。
- 6 総会の議事は、出席委員等（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 7 会長は必要に応じて顧問又は参与に総会への出席を求めることができる。
（常任委員会）
- 第12条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。
- 2 委員長は、会長をもって充てる。
- 3 副委員長は、副会長をもって充てる。
- 4 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれにあたる。
- 6 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは副委員長がその職務を代理する。
- 7 常任委員会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
- (1) 総会から委任された事項に関すること。
- (2) 専門委員会の設置及び専門委員会への付託及び委任事項に関すること。
- (3) 総会を招集するいとまのない緊急な事項に関すること。
- (4) その他委員長が必要と認める事項に関すること。
- 8 前条第5項及び第6項の規定は、常任委員会について準用する。
- 9 常任委員会は、第7項の規定により審議し、決定した事項及び次条第3項の規定により専門委員から報告があった事項を次の総会に報告するものとする。
（専門委員会）
- 第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。
- 2 専門委員会は、常任委員会から委任又は付託された事項について調査、審議し、その結果を常任委員会に報告するものとする。
- 3 前2項の規定に定めるもののほか、専門委員会に関して必要な事項は、常任委員会に諮った上で、会長が別に定める。
- 4 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

第4章 会長の専決処分

（会長の専決処分）

- 第14条 会長は総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は総会等の権限に属する事項で簡易なものについては、これを専決処分することができる。
- 2 会長は前項の規定により、専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

- 第15条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。
2 事務局に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

- 第16条 本会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。
2 市からの負担金受入れに関する事項については、本会副会長が請求する。

(予算及び決算)

- 第17条 本会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

- 第18条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。
2 本会の会計に関して必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 解散

(解散)

- 第19条 本会は、その目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散するものとする。
2 本会が解散するとき有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。

第8章 補則

(委任)

- 第20条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

- この会則は、令和6年7月24日から施行する。
この会則は、令和7年8月26日から施行する。
この会則は、令和8年3月31日から施行する。